

**78期
司法修習生のための**

**法律事務所
ガイドブック2024**

法律家4団体共同デスク

78期司法修習生の皆さんへ

私たち法律家4団体（自由法曹団・日本労働弁護団・青年法律家協会弁学合同部会・日本民主法律家協会）は、弁護士になってからも積極的に人権課題に取り組んでいきたいという方、あるいは、人権課題に取り組んでいる法律事務所がどのようなところか知りたいという方のために、1995年の48期向けから、このようなガイドブックを作成しています。全国各地の法律事務所の生の姿を、一人でも多くの修習生に知っていただければ幸いです。

修習生の皆さんの希望を受けて、採用条件や採用予定などもできるだけ詳しく掲載しています。このガイドブックに掲載された事務所が参加する合同説明会や個別の説明会にもぜひ積極的に参加していただき、皆さんの疑問をどんどんぶつけて下さい。また、説明会に参加できない方も、興味をもった事務所があれば、遠慮なく連絡をして一人でも複数でも、事務所訪問をしてみてください。

どのような法律事務所に入所するかによって、皆さんの将来の法律家としてのあり方が大きく左右されることになると思います。いろいろな法律事務所をよく見て、よく話を聞いて、じっくりと法律事務所探しを進められるよう願っています。

2024年10月

「78期司法修習生のための

法律事務所ガイドブック2024」編集委員会一同

目次

| | |
|---------------|---|
| 78期司法修習生の皆さんへ | 1 |
| 目次 | 2 |

法律事務所ガイド

北海道

| | |
|------------|---|
| さっぽろ法律事務所 | 4 |
| 北海道合同法律事務所 | 5 |

福島県

| | |
|---------------|---|
| 弁護士法人けやき法律事務所 | 6 |
|---------------|---|

栃木県

| | |
|------------|---|
| とちぎ総合法律事務所 | 7 |
|------------|---|

埼玉県

| | |
|--------------|----|
| 弁護士法人川越法律事務所 | 8 |
| 埼玉総合法律事務所 | 9 |
| 埼玉中央法律事務所 | 10 |
| 弁護士法人高砂法律事務所 | 11 |

千葉県

| | |
|-----------|----|
| 千葉第一法律事務所 | 12 |
|-----------|----|

東京都

| | |
|------------|----|
| 北千住法律事務所 | 13 |
| 三多摩法律事務所 | 14 |
| 旬報法律事務所 | 15 |
| 城北法律事務所 | 16 |
| 東京法律事務所 | 17 |
| 東京合同法律事務所 | 18 |
| 東京中央法律事務所 | 19 |
| 東京東部法律事務所 | 20 |
| 弁護士法人響 | 21 |
| 美竹やさか法律事務所 | 22 |
| 代々木総合法律事務所 | 23 |

神奈川県

| | |
|------------|----|
| 神奈川総合法律事務所 | 24 |
|------------|----|

| | |
|------------|-----|
| 川崎北合同法律事務所 | 2 5 |
| 川崎合同法律事務所 | 2 6 |
| 馬車道法律事務所 | 2 7 |
| 横浜合同法律事務所 | 2 8 |

石川県

| | |
|----------------|-----|
| 弁護士法人金沢合同法律事務所 | 2 9 |
|----------------|-----|

京都府

| | |
|-----------|-----|
| 京都第一法律事務所 | 3 0 |
|-----------|-----|

大阪府

| | |
|----------|-----|
| 南大阪法律事務所 | 3 1 |
|----------|-----|

京都府・大阪府

| | |
|-------------------|-----|
| 弁護士法人古川・片田総合法律事務所 | 3 2 |
|-------------------|-----|

さっぽろ法律事務所

【事務所の概要】

当事務所は、1981年に設立され、基本的人権の擁護と社会正義の実現のため、様々な種類の事件や運動に取り組んできました。ひとりひとりの人間が大切にされる社会の実現を目指して日々奮闘しています。札幌市内・近郊の10数か所で無料法律相談会を開催し、所属弁護士が持ち回りで担当しております。

【事務所所在地・連絡先】

住 所：札幌市中央区大通西10丁目4番地 南大通ビル3階
(札幌市地下鉄東西線・西11丁目駅3番出口直結)

電 話：011-272-1900 F A X：011-272-1885

メール：info@sapporo-law-office.com H P：<https://sapporo-law-office.com>



【教育体制・働き方】

当事務所では、1年目の時には指導弁護士がつき、一緒に事件に取り組みます。2年目以降も、質問や分からないことがあれば、先輩弁護士が気軽に答えてくれます。

当事務所では、働く時間や場所は各弁護士の判断に任せております。

当事務所では、1年目は手持ち事件数が多くなり過ぎないように配慮して、1つ1つの事件を丁寧に取り組んでもらいます。

【採用条件・求める人物像】

- ・社会的に弱い立場にある人々の権利擁護のため、バイタリティーをもって事件対応のみならず各種活動・運動に取り組んでいただける方、末長くご一緒に当事務所を支えていただける方を歓迎いたします。
- ・最初からパートナーとして事務所経営に参画して頂く予定です(ただし、最初の1年間は収入の最低保障があります。2年目以降も若手の生活に配慮します。)
- ・自由法曹団への入団をお願いしています。

【所属弁護士】

猪狩久一(26)、猪狩康代(28)、大賀浩一(46)、長坂貴之(60)、神保大地(62)、山本完自(新63)、川上麻里江(新64)、高橋友佑(72) ※カッコ内は修習期

【主な取扱分野・活動】

不当解雇、残業代請求、過労死・過労自死等の労働・労災事件のほか、一般民事、家事事件、債務整理、刑事・少年事件、交通事故、医療過誤等も扱っております。所属弁護士は、それぞれ、ブラック企業被害対策弁護団、自衛官の人権裁判といった公務員を含む労働者の権利擁護のための活動のほか、生活保護基準引下げ違憲訴訟(いのちのとりで裁判)、原発被災者訴訟、結婚の自由をすべての人に訴訟等の弁護団活動、弁護士会の会務、その他の社会的活動にも積極的に取り組んでいます。

意欲ある方の積極的なご応募をお待ちしております。

【事務所訪問・説明会】

日 時：お申し出があれば個別に調整・設定させていただきます。

場 所：さっぽろ法律事務所

申込方法：当事務所代表メール

info@sapporo-law-office.com

へお申し込みください。



川上弁護士(左)と高橋弁護士(右)

北海道合同法律事務所

TEL 011-231-1888 FAX 011-231-1785

E-mail: saiyou@hg-law.jp URL: <https://www.hg-law.jp/>

連絡担当者：大和田貴史（73期）



構成

設立 1970年
弁護士 19名 32期～75期
(男性15名、女性4名)
事務局 15名

採用予定人数

1～2名

採用条件

パートナー方式（経費分担制）。但し、1年目の収入は定額支給＋個別事件報酬。詳細は面談の上決定。

勤務日、執務時間の設定は原則的に自由（但し、月2回の弁護士会議あり）。

事務所開業時間

月～金 午前9時00分～午後5時30分

所属弁護士の主な事件・活動

労働事件、刑事事件、少年事件、家事事件、DV事件、消費者事件、建築紛争、医療過誤事件など幅広く多様な分野を取り扱っています。

また、LGBT問題、外国人技能実習生問題、子どもシェルター、学校事故・事件弁護団など、新しい課題にも取り組んでいます。

さらに、結婚の自由をすべての人に訴訟（同性婚訴訟）、優生保護法国家賠償訴訟、B型肝炎訴訟、アスベスト訴訟、じん肺訴訟、薬害肝炎訴訟、新人間裁判（生活保護引下げ処分取消請求事件）、泊原廃炉訴訟、HPVワクチン薬害訴訟、道警ヤジ排除国賠訴訟、患庭市「障害者虐待」隠ぺい事件、年金額改定（減額）処分取消訴訟などの社会的な注目を集める集団訴訟にも取り組んでいます。

事務所の特色 ～ぜひ私たちの事務所においでください！

1年目の弁護士には、指導担当弁護士が就き、半年から1年間、多くの事件を共同受任します。キャリア30年を超えるベテラン～中堅の弁護士にも気軽に事件相談ができる安心の環境です。



本橋優子（73期）

私は入所以来、特に労働事件に力を入れて取り組んでいます。事務所には各分野のエキスパートがいますので、共同受任を通して多様な事件について研鑽を積むことができます。

私は道外出身ですが、住環境に優れ、暮らしやすい北海道で楽しく弁護士としての活動に取り組んでいます。弁護士一人一人に個別ブース（ドアが無い個室）が与えられており、執務にも集中できる環境です。



大和田貴史（73期）

全国規模の弁護団の団長等に就任している弁護士もおり、様々な場面で道内最大級の事務所としての存在感を感じます。



「弱者の人権擁護」と「社会正義の実現」のために力を尽くして半世紀

弁護士法人けやき法律事務所

□ 事務所紹介

1972年に開設された事務所です。「弱者の人権擁護」を事務所の理念のひとつに掲げ、公害訴訟、じん肺訴訟など全国的な社会的事件をはじめ、労働事件や医療過誤、離婚やDV事案、少年事件、サラ金等の消費者問題、最近ではSNS上での詐欺被害等の問題にもいち早く取り組んできました。

当事務所は、働く人々や弱い立場に置かれた方々の一助となるよう事務所を挙げて取り組んでいます。



□ 構成

弁護士 4名 22期、32期、59期、65期（男性2名、女性2名）
事務局 4名

□ 採用条件等

- ・採用人数 1～2名
- ・完全給与制
- ・社会保険、厚生年金、労働保険完備、退職金制度あり
- ・諸会費等事務所負担

事務所の理念・活動方針(<http://www.keyaki-law.gr.jp/>)に賛同されると共に、長期間にわたり勤務できる方を求めています。



□ 新人教育体制

経験豊富なベテランから中堅まで幅広い年代の弁護士が在籍しております。取り扱い事件も多種多様であり、それぞれの弁護士が精力的に取り組む分野も様々ですので、新規に弁護士登録される方にとっては多様な事件について研鑽を積むことができます。

新規に弁護士登録される方には指導担当をつけ、一定期間は共同受任によりOJTをおこないます。また、指導担当弁護士以外の弁護士と共に事件を担当することもあります。当事務所では定期的に弁護士間で事案検討をおこなっており、各弁護士が抱える事案や悩みなどをそこで共有したりしています。

□ 事務所からのメッセージ

積極的なご応募をお待ちしております。

事務所訪問やお問い合わせ等ありましたら、お気軽にご連絡ください。

〒963-8876 福島県郡山市麓山一丁目2番13号

TEL 024-933-0823 FAX 024-934-2644

URL <http://www.keyaki-law.gr.jp/>

E-mail y-takemura@keyaki-law.gr.jp

採用担当 武村 陽、齊藤 正俊



とちぎ総合法律事務所

担当 小倉崇徳

(lawyer.sutoku@gmail.com)

1 本年度の採用方針

栃木県で労働弁護団や過労死弁護団、その他人権団体の活動がしたいという修習生の方がいましたら、ぜひ、ご連絡ください。履歴書・弁護士になってどういった活動をしたいのか具体的に記載した志望理由書等を添付の上、ご連絡ください。

2 弁護士紹介・小倉崇徳 63期 早稲田大学・早稲田LS

3 事務所所在地 〒320-0041 栃木県宇都宮市松原2-8-16

TEL 028-612-6130 FAX 028-666-7255

4 地方の魅力

当事務所の弁護士は労働事件をはじめとして、民事・家事・刑事とバランスよく事件に取り組んでいます。また、都市部ではなかなかできない、多数の刑事事件（裁判員も含む）、破産管財人、成年後見人等の業務も多数行っております。昨年の民事事件の受任数は110件（内、破産管財人9件）、刑事は14件+裁判員裁判3件、成年後見14件と多彩な事件を多数扱っていますのでいろいろな事件が経験できます。

当事務所は地域における社会運動・労働運動の核となる事務所を目指しています。都市部にはたくさんの先生方が様々な分野で活動していますが、地方で社会運動・労働運動を行う弁護士はまだ不足しています。「鶏口となるも、牛後となるなかれ」ということわざもありますので地方での活動をご検討してみたいかがでしょうか。栃木出身でなくても大丈夫です。宇都宮は物価が安く住みやすいですし、東京まで新幹線で50分程度とアクセスも抜群です。他方、日光や那須などの自然や温泉にも恵まれた地域で、1時間程度で遊びに行くこともできます。

5 事務所訪問、その他

事務所訪問は可能な限り対応いたしますのでお気軽にご連絡ください。

たばこを吸わない人を希望します。2年間の所得保障制（最低780万/年）を予定しています。個人事件も地方は国選が10件～20件くらいはあり、民事の個人事件も含めれば年収900万～1100万円を想定しています。もっとも、採算性の合わない事件やお金にならない活動にも熱心に活動する人を募集しています

【若手大募集】

栃木県労働弁護団ではいまだに小倉が下から2番目の若手です！！

【事務所訪問・随時歓迎！】



地域活動に積極的にかかわっています。花火大会やイベントの運営にも協力しています。事務所旅行や国際交流も積極的に行っています。その他、フードバンク活動やボランティアネットワークの活動にも協力しています。

弁護士法人 川越法律事務所

| | | | |
|-------|---|-----------------|--|
| 住 所 | 〒350-0062 埼玉県川越市元町2丁目4番地11 | | |
| 電 話 | 049-225-2254 | | |
| F A X | 049-225-2174 | | |
| 事務所HP | http://www.kawagoe-law.com/ | | |
| 担 当 者 | 上田 (tsukikoueda@kawagoe-law.com) | | |
| 構 成 | 細 田 初 男 (27期) | 島 田 浩 孝 (39期) | |
| | 山 元 勇 気 (58期) | 西 里 壮 史 (60期) | |
| | 上 田 月 子 (62期) | 樋 川 雅 一 (67期) | |
| | 立 花 ほの佳 (68期) | 駒 井 雅 之 (35期) | |
| | 李 章 鉉 (72期) | 染 谷 俊 紀 (73期) | |
| | 種 子 幸 奈 (75期) | 松 石 光 子 (76期) | |
| | | 弁護士12名 (内 女性4名) | |
| | | 事務局 9名 | |

【事務所の特徴】

当事務所は、1974年に設立された老舗の事務所です。

活動地域は川越市を中心とする埼玉県西部地域であり、さいたま地家裁川越支部の管轄で、対象人口約164万人に対応しています。事務所は、同裁判所から徒歩5分の場所にあり、弁護士業務には大変便がよいところに位置しています。

設立以来、日常業務だけでなく、地域の民主的活動との結びつきを重視し、民主的で社会的弱者の側に立ち、「市民と司法の架け橋」を目指しています。

【日常業務】

事務所で扱う事件は、多種多様です。離婚、相続などの家事事件、借地借家、交通事故、債務整理などの一般民事事件、刑事事件、労働事件、過労死事件など何でもあります。裁判所からの、破産管財人、相続財産清算人や後見人等の選任も多いです。いろいろな事件を処理する中で弁護士としての力量を高めていくことができます。

刑事事件は、国選事件の他にも、当番弁護士や私選の依頼があるので、日常的に数件の刑事事件を抱えることとなります。この点は、地方の事務所の特徴でもあり、刑事事件・少年事件をやりたい人には特にお勧めの事務所です。

労働事件については地域の労働組合とも連携し、働く人達の人権救済の方向で活動しています。

【その他】

事務所のメンバーは、それぞれ、弁護士会、自由法曹団、青年法律家協会、埼玉労働弁護団などに参加しています。事務所経営は、弁護士のキャリアに応じた経費分担制ですが、新人弁護士は1年目は給料制です。

弁護士として社会のために役に立ちたい、そんな思いを持っている方、是非一度、当事務所を訪問してみてください。採用予定人数は1名です。

埼玉県随一の豊富な経験と実績をもつ法律事務所です。

埼玉総合法律事務所

◆所在地 埼玉県さいたま市浦和区岸町7丁目12番1号 東和ビル4階

(浦和駅から徒歩で10分弱、さいたま地方裁判所の近く)

◆TEL:048-862-0355 FAX:048-866-0425

◆構成 弁護士15名(男性12名、女性3名、30期~75期)

◆事務所の特色

当事務所は、埼玉に憲法を守り人権を擁護する拠点となる法律事務所を作りたいという思いから、約50年前に設立された事務所です。

社会に生きるひとりひとりの個人の尊厳が守られるよう、各人が個別事件の解決のほか弁護団活動等を通じて、様々な問題に取り組んでいます。

埼玉の人権活動の中心を担ってきた実績があり、法テラス埼玉所長経験者、埼玉弁護士会会長・副会長経験者、埼玉弁護士会各委員会の委員長経験者、弁護団役職経験者(幹事長・事務局長・事務局次長・事務局)、人権問題に関するメディア出演経験者(テレビ、新聞、ミュージカル、書籍出版、ドキュメンタリー映画等)などがいます。

また、所属弁護士各々に精通した分野(交通事故、労働、貧困問題(生活保護・債務整理)、消費者被害、アスベスト被害、障がい者・高齢者、B型肝炎、外国人など)があり、相互に知識・経験を共有しながら事件に取り組む、風通しのいい事務所であるので、幅広く深い知識と経験を身につけることができます。詳しくは、ホームページ(<http://saitamasogo.jp/>)をごらんください。

◆希望する修習生 積極的に人権問題や社会問題に取り組もうと考えている方

◆採用条件

採用後一年間は、給与制(年 500 万円)で、他の弁護士と事件を共同受任して、経験を積んでいただきます。その後、様子を見ながら、各種事件ごとの分担率に応じた分担制へと移行となります。また、無給となりますが、産休や育休をとることもできます。

◆採用担当・問合せ先 鈴木(69期) (mitsuru.suzuki@saitamasogo.com)

埼玉中央法律事務所



1 当事務所の特徴

(1) 現在のさいたま市大宮区に1979(昭和54)年に設立して以来、埼玉県を始めとして、東京都、関東北部など近県における地域住民の皆様の身近な法的問題に対する法的サービスの提供をしてまいりました。

また、市民の方々と協力して基本的人権と民主主義・平和が守られるよう努力していくことという理念の元に、人権擁護のための活動も積極的に行っている事務所です。

(2) 弁護士構成

全体の人数 15名 男女の構成 男性12名 女性3名

期の構成 30期代1名、40期代2名、50期代3名、60期代7名、70期代2名

(3) 取扱事件、弁護団等

消費者被害事件、労働事件、交通事故事件、多重債務事件、離婚事件、相続事件、行政事件、少年事件、裁判員裁判事件など民事、家事、刑事全般であり、特に制限はありません。

今までに事務所で取り扱ったことのない事件であっても、自由に興味のある事件について取り扱うことが可能です。また、様々な業種の会社や団体の顧問業務も行っております。



事務所ニュース「SAICHU」

年2回発行

2 採用条件(待遇、福利厚生など)

| | |
|-------|---|
| 1、2年目 | 固定給与制(年600万円(年2回の賞与含む。実績)) 国選事件受任は自由(経費負担あり) |
| 3年目 | 歩合給与制又は固定給与制の選択制 |
| 4年目以降 | 歩合給与制 |

※弁護士会費、弁護士国保費用は事務所負担。

※厚生年金加入。

※年末年始休暇、夏期休暇あり。

3 新人教育の体制

入所後、半年から1年程度の期間は、事務所相談に他の弁護士も一緒に入り、原則として共同受任して事件を処理することで、弁護士として必要な経験を積んで頂きます(2年目以降も、必要に応じて他の弁護士と共同受任を行うことは可能です)。

4 事務所からのメッセージ

当事務所は、離所率が低く、アットホームで風通しのよい職場です。

そのような自由な雰囲気の中で、自ら意欲を持って積極的に弁護士業務や人権活動に取り組む人材を探しておりますので、是非ご応募いただければと思います!



弁護士法人
高砂法律事務所

所長弁護士
齋田 求

住 所 〒 330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 2-1-20 日建高砂ビル 4 階
JR 宇都宮線・高崎線・湘南新宿ライン・京浜東北線 浦和駅から徒歩 5 分
連絡先 TEL 048-833-6600 FAX 048-823-7001
事務所HP <http://www.takasagolaw.com/>

◆事務所の特色

当事務所は、事務所名を所在地の「高砂」から取ったことからわかるとおり、地域密着型の法律事務所です。個人から企業まで様々な方の依頼を受けております。

「あなたの納得をお手伝いします」を合い言葉に、依頼者にご納得していただけることを大切に、それを目指して努力しています。依頼者のご希望どおりの結果で終わることばかりではありませんが、どのような結果になりましたとしても、依頼者と綿密に打合をし、意思疎通を図りながら共に進めていくことで、ご納得いただけるよう、努力しております。

◆弁護士構成

当事務所には、期が異なる 6 人の弁護士がいます。
(51 期、58 期、61 期、70 期、71 期、73 期。 男性 5 名、女性 1 名。)

◆取扱事件、弁護団など

民事事件(損害賠償、金銭問題、不動産譲渡・賃貸借、離婚・相続、債務整理等)、刑事事件、労働事件等。 損害賠償(交通事故等)に関する案件が多いです。

◆採用条件

【採用予定人数】若干名 【給与】月額 50 万円、賞与年間 100 万円 【通勤交通費】全額支給 【会費負担】弁護士会費、各団体会費は事務所負担 【保険等】社会保険(厚生年金、雇用保険、労災保険)加入 【勤務日】原則として月～金ですが、個人の判断に任せられています。 【勤務時間】裁量労働制(個人の判断に任せられています。) 【休暇】夏期休暇、年末年始休暇等 【個人事件の受任】相談制

◆新人教育の体制

入所後しばらくは所長と共同で案件を担当し、案件の進め方や起案などを指導いたします。所長以外の弁護士は、同じスペースで執務していますので、わからないことがあったり、判断に迷ったりしたときには、気軽に質問したり、相談し合える環境にあります。また、仕事に必要な書籍や機材は、事務所で購入しています。

◆どんな修習生を希望するか、修習生へのメッセージ

依頼者の話を丁寧に聞いて、意思疎通を図り、対応できる方、自分の仕事に責任をもって取り組むことができる方を希望いたします。

事務所内の案件のみならず、事務所外の弁護団事件に参加していただくことも可能です。事務所見学は随時受け付けていますので、採用担当までメールでお問い合わせ下さい。

◆採用担当 野呂 norokumiko@takasagolaw.com

千葉第一法律事務所



事務所外観（赤マル内の2フロア）

所在地：千葉市中央区中央2-9-8 千葉広小路ビル7階

電話番号：043-224-7366

FAX：043-227-7083

事務所HPのURL <https://chibadaiichi.jp/> →QRコード



1 事務所の構成（2024. 8. 30時点、以下同様）

弁護士12名（男性9名、女性3名）、事務員6名

期の構成：24, 25, 33, 47, 50×3,
65, 67, 70, 72, 73

2 事務所の特徴

元衆議院議員である柴田睦夫弁護士が1956年に個人事務所として開設し、地域の中核事務所となるべく1975年に千葉第一法律事務所として再出発しており、60年以上の歴史があります。

普段から若手とベテランが上手く組みながら事件に取り組んでおり、新人の方にも、入所後から共同受任で事件処理を覚えてもらいます。弁護士それぞれ得意分野があるため、若手やベテランを問わず、質問等あればいつでも気軽に尋ねることができます。



7階相談室入口



7階受付（弁護士の執務スペースは8階）



7階相談室（相談室は大小合わせて全6室）

3 採用関係（弁護士1名募集）

個人事業主として、自身の売上げの一定割合を事務所に納めてもらうこととなります。なお、1年目では最低保証があります。会費は事務所負担です。

協調性のある方や何でも意欲的に取り組める方を募集しております。ぜひ事務所訪問や採用面接等ご応募ください。

事務所訪問や採用面接等をご希望の方やご質問がある方は、事務所電話番号宛てに佐々木までお電話いただくか、メールの場合には事務所HPの相談予約フォームからお気軽にお問い合わせください。



身近な頼りになる

KITASENJU LAW OFFICE

北千住法律事務所

アクセス

〒120-0034

東京都足立区千住1-24-4 広瀬ビル2階 (北千住駅出口1より徒歩5分)

TEL 03-3870-0171 / FAX 03-3881-7471

受付時間 月～金 am10:00～pm6:00 <http://www.kitajenju-law.com/>



所員構成

- ・弁護士 9名 (男性7名、女性2名) / 28、33、61、65、68、69、72、73、75期
- ・事務局 5名 (+嘱託1名)

事務所の特色

- ◇当事務所は1974年4月の開設以来、50年以上にわたり足立区・荒川区を中心とした地域に根ざした法律事務所として、業務を行ってきました。
- ◇一般民事や刑事はもちろん、労働事件(労使双方)、相続、離婚、債務整理・破産(個人・法人・管財)、交通事故、不動産関係、行政事件、入管事件など、多種多様な事件を取り扱っています。
- ◇所内の雰囲気は、一言で言えば「自由」。勤務時間も、どんな活動をするかも自由です。また、所員同士の顔が見えやすい規模なので事務所内の風通しがよく、事務所運営には若手の意見も積極的に取り入れています。
- ◇新人の指導体制としては、1年目は先輩弁護士と2名で事件を担当するほか、月に一度の事件検討会を行っています。
- ◇各弁護士が自分の関心に従い、弁護団事件や弁護士会活動、社会運動、ロビーイングなどに取り組んでいます。
 - ・所員が関わる(関わった)主な弁護団事件等
「結婚の自由をすべての人に」訴訟、新生存権裁判、学会協議会員の任命拒否理由の情報公開を求める弁護団、日の丸君が代訴訟、福島原発被害訴訟、安保法制違憲訴訟、東京大空襲訴訟、「桜を見る会」を追及する法律家の会、「表現の不自由展・東京」弁護団など
 - ・所員が所属する主な法律家団体等
青年法律家協会、自由法曹団、日本労働弁護団、日本民主法律家協会、改憲問題対策法律家6団体連絡会、医療問題弁護団、過労死弁護団全国連絡会議、外国人労働者弁護団、ブラック企業被害対策弁護団、明日の自由を守る若手弁護士の会、ストップいじめ!ナビ弁護士チーム、など
 - ・所員が所属する主な委員会 (東京弁護士会の副会長を過去に務めた弁護士もいます)
子どもの人権と少年法に関する特別委員会、犯罪被害者支援委員会、性の平等に関する委員会など

◆採用について◆

採用人数：1名

連絡担当：北條友里恵(73期)

Email：yurie-hojo@mbr.nifty.com(北條)

採用条件：◇1年目は月40万円の給料制。事務所事件は先輩弁護士と共同受任ですが、個人事件も受任可(報酬は、一定割合の経費を引いた上で給料に上乘せ)。

◇2年目は給料制か経費分担制かを選択できます。

求める人材：人権問題や社会問題に積極的に取り組む意欲がある方。

当事務所に興味がある方は、お気軽に事務所訪問に来て下さい。ご連絡をお待ちしております!

三多摩法律事務所

■ 事務所の特徴

<多摩地域最大規模の事務所>

1967年に創立し、多摩地域に根ざして50年以上、地元の方々とともに歩んできました。今では多摩地域最大規模の事務所となりました。

多種多様な案件に接しています。離婚、相続、交通事故、債務整理等に加え、労働（労働者側）、消費者被害、医療過誤等に携わっています。スケールメリットを生かし、時には弁護団を組んで事件解決に当たります。一般的な事務所に比べて、労働事件が多いことも特徴です。

<社会的な問題や人権課題への精力的な取り組み>

首都圏建設アスベスト訴訟、横田基地公害訴訟、HPV ワクチン薬害訴訟など、社会的な問題に取り組んでいるほか、過労死、環境、生活保護などの人権課題に精力的に取り組んでいます。

<憲法の基本理念を守りいかす活動>

憲法の基本理念である人権と平和、民主主義を守る活動に積極的に取り組んでおり、多くの弁護士が、自由法曹団等の活動や弁護士会の活動に参加しています。

■ 事務所の雰囲気等

ベテランから若手まで上下の区別なく和気あいあいとした雰囲気です。

2016年に事務所を移転し、立川駅からも立川支部からもアクセスが良くなりました。執務スペースは1フロアとなっており、意思疎通を図りやすい環境です。

弁護士21名（男性13名、女性8名）、修習期は30期代4名、40期代2名、50期代4名、60期代6名、70期代5名。事務局スタッフ12名。

■ 採用予定人数、採用条件等

若干名を予定しています。

5年目までは給与完全保障の仕組みがあります。弁護士会入会費・弁護士会費・法律家団体会費など必要経費は、事務所負担です。新人1名に対し2名の指導担当がつき、1年目から他の弁護士と共同受任するなど体制を整えています。



〒190-0014 立川市緑町4-4 立川北口薬局ビル4階

TEL 042-524-4321 FAX 042-524-4093 ホームページ <http://www.san-tama.com>

連絡先 lawoffice@san-tama.com 担当弁護士小口明菜(64期)/弁護士岡村拓究(73期)

旬報法律事務所

所在地 東京都千代田区有楽町 1-6-8 松井ビル 6～9 階

創立 1954 年

所員構成 弁護士 30 名（女性 6 名：55 期、58 期、63 期、66 期、68 期、75 期）
22～39 期：6 名 41～58 期：8 名 60～69 期：9 名 70～76 期：7 名

【採用条件】 採用予定人数 1～2 人 採用条件 パートナー弁護士

- ・ 事件対応は原則として共同受任。OJT による手厚いサポート。個人事件・弁護団活動等も原則として自由。
- ・ 弁護士の収入は事件売上による。
3 年目まで収入の最低保障あり（1 年目月 40 万円、2～3 年目年 480 万円）。
他の弁護士から共同受任の声がけがあるので、収入の心配はなし。
- ・ 1 年目から事務所運営に参加。
- ・ 弁護士会等の会費は自己負担。法律家団体の活動費は援助あり。
- ・ 月 2 回のアンケートで受任の状況・希望分野を把握

【当事務所が求める人材】

- ・ 憲法・平和・人権に関わる問題や事件の活動に意欲的に取り組める人
- ・ 所員と協力して、事務所運営に寄与する意欲のある人

【事務所の特色】

- ・ 以下の法律家団体に所属し、労働者や市民の権利を守るための活動に取り組む。
自由法曹団、日本労働弁護団、青年法律家協会、国際法律家協会
- ・ 事務所の取扱事件の約半数は労働事件（労働者側のみ）。労働事件のスペシャリストとして取り組みつつ、離婚や相続等の多様な事件に取り組めます。
- ・ 在籍弁護士は、関心のある人権課題にも個別に取り組む。
- ・ ベテランから中堅、若手まで幅広い年代が在籍。
- ・ 弁護士の産休・育休制度有り（産休制度は女性のみ）。
- ・ 職員室タイプの執務スペースで他の弁護士に気軽に事件等の相談が可能。
- ・ 弁護士間の交流、懇親の機会も多い（任意の集まり）。

【所属弁護士が担当している主な事件や活動】

日本マクドナルド店長残業代事件、阪急トラベルサポート残業代事件、IBM ロックアウト解雇事件、電通新入社員過労自殺事件、日本郵政事件（20 条裁判）、アリスさんマークの引越社事件、ウーバーイーツ弁護団事件、東京都日の丸・君が代訴訟、同性婚訴訟、アスベスト訴訟、B 型肝炎訴訟、原発被害賠償訴訟、ハンセン病家族訴訟、ブラック企業被害対策弁護団、過労死弁護団、医療問題弁護団 他

78 期向け事務所説明会：開催日時等の詳細は事務所周辺ウェブページに掲載予定。

採用担当：沼田英久（73 期）

連絡先：numata@junpo.org

H P：http://junpo.org/

TEL 03-3580-5311 FAX 03-3592-1207

旬報



城北法律事務所

JOHOKU LAW OFFICE

所 在 〒171-0021 東京都豊島区西池袋1丁目17番10号 エキニア池袋6階
(池袋駅西口地下通路C8番出口でてすぐ)
電話：03(3988)4866 FAX：03(3986)9018
HP：<http://www.jyohoku-law.com/> E-mail：wada@jyohoku-law.com (担当：和田)

構 成 弁護士(22名)(2024年8月31日現在)
19期、20期、34期、36期、43期、47期、50期、53期、55期(2名)、56期、59期、
60期、新63期、新64期、66期、67期、68期、69期、71期、72期、76期
※2024年には77期が入所予定
男性17名 女性5名(47期、50期、55期、60期、66期)
事務局(10名+アルバイト数名)

所属弁護士が取り組んでいる主な弁護団事件

- ・薬害事件(薬害ヤコブ、薬害C型肝炎、薬害イレッサ、HPVワクチン薬害)
- ・国家賠償訴訟(首都圏建設アスベスト訴訟、B型肝炎訴訟、給費制廃止違憲訴訟)
- ・福島原発関連事件
- ・行政訴訟(大山ハッピーロード、赤羽西道路)
- ・国家公務員政治ビラ・政党機関紙配布国公法違反事件
- ・株主被害訴訟(ライブドア、IHI)
- ・痴漢えん罪事件(映画「それでもボクはやっていない」モデル事件)
- ・派遣切り訴訟
- ・生存権裁判(はっさく弁護団)
- ・難民不認定処分取り消し訴訟等(ビルマ難民弁護団)

もちろん、通常の民事・刑事・労働・家事事件にも多数取り組んでいます！

担 当 和田壮一郎(72期)
採用予定 若干名
採用条件
・1年目からパートナー弁護士(2年目までは最低所得補償あり)
・事件は個別に受任(入所から約半年は、弁護士業務を覚えるよう共同相談、共同受任)
・個人の売上に応じて経費を負担
・日弁連登録費、弁護士会登録費は事務所負担

自由法曹団や青年法律家協会などでの活動に積極的に参加していただける方を募集します！！

1965年に事務所を開設して以来、豊島区・板橋区・練馬区・北区をはじめとする地域のみなさんからのご相談を多数受けてきました。近年では、板橋区の活気ある商店街を分断する道路計画を阻止しようと、事務所の若手弁護士が中心となって事業認可の取消訴訟に取り組み、地域のみなさんと共に無駄な公共事業の中止を求めています(大山ハッピーロード事件、赤羽西道路事件)。

所内の特色は、「仕事がしやすい事務所」の一言に尽きます。「所長」のいない事務所で、民主的な事務所会議を基本に事務所を運営しています。新人でも自由に意見できる雰囲気です。また、事件の進め方に迷うときも、気軽に相談や議論ができます。さらに、各弁護士の執務スペースが個人ブースになっているのも自慢です。

事務所では、新人・若手も含めすべての所員が様々な分野で活動することを応援しています。弁護団活動はもちろん、憲法カフェの講師活動に汗を流したり、協力関係にある税理士さんたちと共同で企業向け・個人向けのセミナーを定期的開催したりと、それぞれが持ち味を生かした活動を行っています。地域の一員となって地元のために活動し、同時に全国的な活動に積極的に取り組みたい方、ぜひまずは一度事務所の雰囲気を見にきてください！

★事務所説明会を予定しております(日程は担当の和田弁護士までお尋ねください)。

人と暮らしをまもるパートナー

東京法律事務所

●事務所紹介

1955年の設立以来、労働組合とともに労働事件に数多く取り組み、片山組事件や東芝柳町工場事件など、多数の労働判例を勝ち取ってきました。近年も、フリーランスに対する安全配慮義務違反を認めたアムール事件や間接差別を初めて認めたAGCグリーンテック事件など労働者の権利向上につながる先駆的裁判例を獲得しています。

●取扱事件・弁護団など

労働事件や一般民事事件のほか、消費者被害、医療過誤、環境、原発、公害、中小企業営業（フランチャイズ、事業承継等）、建設アスベスト弁護団、B型肝炎集団訴訟（弁護団事務局事務所も担当）など、各弁護士が幅広い分野の事件や多様な人権課題に取り組んでいます。

●所員構成等

弁護士34名（男性26名・女性8名） 事務局17名、司法書士1名

新人弁護士に対しては所内新人研修の実施や相談担当弁護士によるフォローがあります。先輩弁護士とともに共同受任し、OJT形式で取り組んでいきます。

●どのような修習生を求めるか

労働者側で労働事件に取り組みたい方。個別事件における権利救済とともに、労働組合支援や9条の会の企画・運営、社会をより良いものにしていくための街頭宣伝やWeb発信（所属弁護士によるブログ記事や動画配信）等、様々な社会的な活動に積極的に取り組んでみたい方。

●採用条件等

2年間は固定給料制（月例給＋賞与）、以降は経費分担＋歩合（最低保障あり）。弁護士会・各種法律家団体の会費／諸会議等参加費用は全額事務所負担。

●採用担当：本間耕三（72期）honma@tokyolaw.gr.jp

山内志織（74期）sannai@tokyolaw.gr.jp

採用情報の詳細は
下記のQRコードから



〒160-0004

東京都新宿区四谷1-4四谷駅前ビル

TEL 03-3355-0611 FAX03-3357-5742

プレ研修にお越しく下さい！

プレ研修（インターン）を
随時受け付けています。
実際に仕事をしている様子を見たり、
弁護士と話したりして、
弊所の雰囲気を感じて
いただければと思います。

とにかく自由！

それぞれの弁護士が、自らの関心や
社会的要請に応じて自由に活動
しています。事務所としてもそれを
支援する制度もあります。
勤務時間、休日の取り方、
事件の受任については
各人の裁量に
任せられています。

希望する 人材

- 社会問題や
人権課題に
積極的に取り組む
意欲がある方。
- 自ら問題意識を
持って行動し、
事務局員を含む
他の所員と協力
して当事務所の
運営にあたる方。
- 好奇心をもって
様々な事件や活動に
取り組める方。

東京合同 法律事務所

〒107-0052
東京都港区赤坂2-2-21永田町法曹ビル
Tel 03-3586-3651
Fax 03-3505-3976
<http://www.tokyo-godo.com>

多彩な 事件

借地借家・交通事故などの
一般民事事件、刑事事件は
もちろん、離婚・相続・
後見といった家事事件、
債務整理、労働、
会社関係など分野を
限定することなく幅広い
事件を取り扱っています。
弁護団事件については、
同性婚訴訟、給費制廃止
違憲訴訟、B型肝炎訴訟、
マイナンバー違憲訴訟、
HPV訴訟、入管での暴力に
関する国賠訴訟、
殺人冤罪事件（今市事件）
等があります。

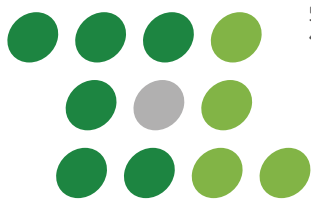
待遇

1年目から経費分担が
ありますが、入所後一定
期間は最低保証制度があります。
弁護士会費は事務所負担。
弁護士会の委員会活動、その他各種
法律家団体の活動については、
活動の内容に応じて事務所として支援。
採用予定数 若干名

多様な弁護士

事務所には、19名(21～76期)の
各分野のスペシャリストが在籍して
いますので、様々な分野の知見を
広げることができます。
風通しがよく、気軽に相談しやすい
環境にありますので、安心して事件に
取り組めます。

連絡担当者 瀬川宏貴（60期）・緒方 蘭（65期）
油原麻帆（73期）・小河洋介（73期）
お問い合わせ先 saiyou.tantou.1951.1@tokyo-godo.com



憲法理念の実現をめざして 常に市民の立場から

東京中央法律事務所

TOKYO CHUO LAW OFFICES

設立 1963(昭和38)年 (前史を除く)

所員構成 弁護士12名 うち男性8名、女性4名

24期、26期、32期、34期、40期、42期

48期、52期、63期、70期、70期、72期

事務員 5名



事務所の紹介

東京中央法律事務所は、「憲法理念の実現をめざして」という抱負のもとに1963(昭和38)年に発足しました。所員弁護士の活動は時代の変遷に応じて社会・経済のあらゆる分野に及んでいますが、「常に市民の立場から考えて行動する」というのが所員の合い言葉となっています。

年齢、経験、専門分野の異なる弁護士が、多彩な領域の法的問題に対応できるよう、日常的に研鑽を積み、一般的法律事務だけではなく、特殊・現代的な法領域へ積極的に対応します。迅速・的確な事件処理のため、必要に応じて共同で担当する体制をとっています。

新人弁護士募集 採用予定人数 1名

1年目からパートナーとして事務所経営に参加していただきます。

売上と経験年数に応じた経費分担制です。

1~2年目は収入の最低保障があります。

事務所外事件の個人受任は自由です。

団体活動、弁護団活動等は個人の判断で自由に行えます。

1年目は団体活動に際する交通費等の補助があります。

所員弁護士が 取り組んできた事件等

朝日訴訟、家永教科書裁判、鹿児島夫婦殺し冤罪事件、サラリーマン税金訴訟、中国残留孤児訴訟、国歌斉唱義務不存在確認等請求訴訟(日の丸・君が代訴訟)、私立学校・私立大学における不当労働行為・各種処分・配転・解雇を争う事件、生存権裁判、新横田基地公害訴訟、結婚の自由をすべての人に訴訟(同性婚訴訟)、東京医大入試差別事件、難民弁護団、東京保険医協会(顧問)、その他一般民事事件多数。

弁護士会役員(日弁連、二弁、関弁連)、各種委員会の活動など。



採用担当・問い合わせ先
高見智恵子(70期)
b-saiyo@chuolaw.com

〒160-0022
東京都新宿区新宿1-9-5 新宿御苑さくらビル3階
TEL 03-3353-1911 FAX 03-3353-3420
<https://www.chuolaw.com>



東京東部 法律事務所

〒130-0022
東京都墨田区江東橋3丁目9番7号
国宝ビル6階

担当者 岩本 拓也(71期)
(iwamoto@tobu-law.com)

TEL 03-3634-5311 FAX 03-3634-5315
http://www.tobu-law.com/

構成: 弁護士16名 [23期, 28期, 41期, 42期, 46期, 48期, 55期, 57期(2名),
新60期, 新63期, 新64期, 66期, 71期, 73期, 76期] 事務局7名

- 採用予定人数 1~2名
- 採用条件 入所1年目より経費分担制(入所後一定期間は、最低保証制度あり。)
勤務時間及び休日は弁護士の裁量による。
弁護士会登録費は全額事務所負担。
- 事務所開業時間 月~金 午前9時30分~午後6時00分

特 色

墨田・江東・葛飾・江戸川の下町を主な活動エリアとする東京東部地域最大規模の法律事務所であり、取り扱う事件の件数・多様性において同地域随一の法律事務所です。区職員労働組合、教職員組合、借地借家人組合等多くの団体を顧問先に持っています。

一般民事、刑事事件はもちろんのこと、労働事件、行政事件、消費者事件等、事務所にはあらゆる種類の事件が持ち込まれ、非常に多種多様な事件を取り扱います。

地域の設計事務所の建築士等と連携し、「すみよいまちづくり」をめざして最新のテーマで研究会活動を行う等、地域に密着したユニークな活動も行っています。

各弁護士が自分の興味関心に応じ、多様な人権活動を行っているほか、他事務所と連携して弁護団を組み、活動しています(東京大気汚染訴訟、中国人戦争被害訴訟、スーパー堤防事業取消訴訟、福島第一原発被害者弁護団、旧動燃思想差別事件、東京都非常勤講師再任用拒否事件、首都圏建設アスベスト訴訟、HPV薬害訴訟、年金引き下げ違憲訴訟、立石駅前北口再開発に係る住民訴訟 他)。また、弁護士会、自由法曹団、青年法律家協会等の諸活動にも積極的に取り組んでいます。

自主・独立・自由・平等をモットーとするスマートで明るい事務所です。入所後一定期間は先輩弁護士が受任した事件を新人弁護士に配転し、共同受任で事件を処理します。その中で弁護士としての基本的スキルを磨いていただくため、サポート体制は万全です。

事務所はJR錦糸町駅から徒歩2分の至近距離に位置し、霞ヶ関(東京地裁)や新宿も電車で25分圏内にあります。東京スカイツリーのお膝下であり、都内東部の拠点としてこれから益々発展が期待される地域です。



**弁護士、事務局で力をあわせて頑張っています！
是非当事務所の説明会にお越し下さい。
一緒に活動していただけるフットワークの軽い方
のご応募をお待ちしております。**

リーガルサービスで、日本を、世界を、歴史を変えていく

78期
司法
修習生

事務所説明会

参加申し込み受付中

参加をご希望の方は、お名前・大学名・修習地・ご希望の日時を
下記メールアドレス宛にメールまたはお電話にてご連絡下さい。

✉ jinji@hibiki-law.or.jp ☎ 03-6684-4289

こちらからも
ご予約
いただけます!



弁護士法人・響に入所する6つのメリット

本来業務に専念できる環境により、
スピーディーに専門性を高めることができる

目標や評価が明確だから、的確かつ着実に
成長を遂げることができる

少人数チーム制で業務にあたるので、
先輩弁護士からのきめ細やかなサポートが充実

若手弁護士中心の構成なので、フラットに
議論しあって案件を進めることができる

所内研修や勉強会、顧問弁護士による
カンファレンスでメンバーの成長をアシスト

法人としてのバックアップ体制のもと、
社会的活動に取り組むことができる

事務所の特徴

弁護士として安心して成長できる環境がここにある

- インターネット広告を通じて多くの依頼者を救済することで、同時に安定した経営基盤を実現。
- 営業活動などを行う必要がないので、本来業務に専念でき、スピーディーに専門性を高めることが可能。
- 所内での目標設定や評価基準が明確なので、なにを努力すればよいか明確。フィードバックを受けつつ、的確かつ着実に成長を遂げることができる環境。
- 弁護士とパラリーガルによる少人数チーム制なので、きめ細やかなサポートが可能。
- 所内研修や勉強会、顧問弁護士によるカンファレンスなどが充実しており、継続的な学びも可能。
- 若手弁護士中心の構成なので、弁護士同士でフラットに議論するカルチャー。
- 福利厚生が充実やチームのバックアップ体制により、性別を問わず出産・育児などのライフイベントを楽しみながら長期的に働くことができる環境。

募集する人材像

- 最高水準のリーガルサービスをクライアント一人一人に届けようとする強い意志のある人
- 主体性×ポジティブ → 強い成長意欲があり、社会を変える一翼となれる人
- 仲間を大切にすることの出来る人

我々弁護士法人・響は新たに育成支援プログラムや、独立支援制度、のれん分け制度を設け、それぞれの弁護士が目指す法曹像を実現できる環境を整えています。事務局はパラリーガル制度を採用し、弁護士・事務局で共同して案件を進める体制となっています。

あなたも弁護士法人・響が目指す『社会を変えていく力、変えていける法律事務所』の仲間になりませんか？

採用条件等

【アソシエイト】

月額40万円～
定期昇給+歩合給+賞与(業績による)

- 年収モデル
1～3年目:600万円～800万円程度
弁護士会入会・月会費、交通費、各種活動費は事務所負担
社保完備、産休育休制度完備、個人事件受任可(経費負担3割)

- 勤務地
東京都内

採用予定人数

10名前後

所員構成

代表弁護士 西川研一(60期/西新宿オフィス)

- 弁護士 37名
- 事務員 約250名

※2024年3月時点

オフィス一覧

- 西新宿オフィス
東京都新宿区北新宿2-21-1
新宿フロントタワー14階
- 札幌オフィス
北海道札幌市中央区北1条西8-2-39
ISM札幌大通5階503
- 高松オフィス
香川県高松市寿町1-3-2
日進高松ビル7階(旧高松第一生命ビル)
- 西新宿第2オフィス
東京都新宿区西新宿1-26-2
新宿野村ビル29階
- 大阪オフィス
大阪府大阪市中央区平野町2-4-9
淀屋橋PREX9階
- 福岡オフィス
福岡県福岡市中央区舞鶴3-1-10
オフィスニューガイアセレス赤坂門No.19 11階
- 立川オフィス
東京都立川市曙町2-16-6
テクノビル4階
- 豊岡オフィス
兵庫県豊岡市寿町8-30
ビルやまたら2階
- 那覇オフィス
沖縄県那覇市久茂地2-22-10
那覇第一生命ビルディング3階

Check!

毎月2回
更新

所属弁護士が交代で執筆
響の弁護士コラム





〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1 - 2 0 - 1 井門美竹ビル 4 階

TEL : 03-6421-0877 FAX : 03-6421-0878

<https://www.mitakeyasaka-law.com/>



事務所の概要

設立 2022年12月

構成 弁護士6名 (26期から73期まで、男女比は半々です)



特色

◆専門性

長らく離婚・相続問題等の家事事件を数多く取り扱ってきた『さかきばら法律事務所』(2022年11月閉所)に所属していた弁護士らが設立した事務所です。全体として家事事件を専門的に多く扱っており、定期的に最新の家事裁判例の勉強会を開催するなど常に新しい情報を収集し研鑽に励んでいます。

家事事件だけでなく、所属弁護士がそれぞれ専門・得意分野(医療過誤、刑事事件、マンション管理に関する事件、労働事件、企業法務、倒産事件など)を持っています。

◆豊富な経験に基づく多方面での活動

元家庭裁判所所長等を務めた弁護士、検事退官後日本公証人連合会会長などを務めた弁護士や、現在、東京地方裁判所の非常勤裁判官を務める弁護士が所属しています。

また、所属弁護士は、弁護団活動や、弁護士会の委員会活動(法教育、CSR研究、性の平等等)にも熱心に取り組んでいます。現在、第3次選択的夫婦別姓訴訟弁護団に3名の弁護士が参加しています。

◆風通しの良さ

2022年12月にできたばかりの新しい事務所です。弁護士・事務局共に和気藹々と明るく活動しています。



採用について

採用予定人数 : 1名

希望する人材 : 自分から意欲的・積極的に事件に取り組める人
相談者・依頼者に寄り添える人

採用条件 : 当初1~2年は、定額支給+歩合またはパートナー方式(最低保障あり)
詳細は面談の上決定

その後はパートナーとして、経験等に応じた経費を負担

※基本的に、当事務所の弁護士と共同で相談を受け、事件を受任します。

相談・受任件数ともに相当数あります。弁護士会費等は自己負担です。

※個人事件の受任、委員会活動、弁護団活動は自由です。

事務所訪問等については、以下の採用担当弁護士までメールでご連絡ください。

担当弁護士 : 松田亘平 (73期)

kohei.matsuda@mitakeyasaka.com

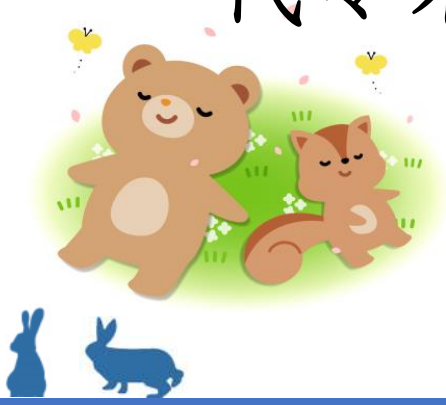




創立61年 暮らしと人権を守る



代々木総合法律事務所



〒151-0053 東京都渋谷区代々木1丁目42番4号
JR線・都営大江戸線代々木駅から徒歩4分
小田急線南新宿駅から徒歩2分
TEL 03-3379-5211 FAX 03-3379-2840
ホームページ <http://yoyogi-law.gr.jp/>

長い歴史と地域の基盤

1962年開設以来、渋谷区・中野区・杉並区という地元地域を基盤に、地元の住民の暮らしと人権を守りながら長い歴史を歩んできました。渋谷区の住民監査請求事件、中野区の保育士の労働事件や、杉並区のアニメーターの労働事件など、地域に根差した事件を多く取り扱ってきました。

地元の税理士、建築士、医療関係者などの専門職や地域のユニオン・区議など多様な人たちと連携を取りながら、なんでも相談会の開催などを行っています。

大規模事件・労働事件

常に時々の課題に対して労働者、市民の立場で、人権を守るために、国家権力や大企業相手にもひるまずたたかってきました。これまでに事務所の弁護士が取り組んできた事件は、憲法判例で有名な本採用拒否を争った三菱樹脂事件、薬害肝炎事件、表現の自由をめぐる国公法事件、冤罪事件の足利事件などがあります。

最近では、各弁護士が個性を生かしながら京王バス労働組合の事件、名ばかり管理職事件、「派遣切り」「期間工切り」事件、ブラック企業対策などの非正規労働者の労働事件や、生活保護裁判、「追い出し屋」対策、脱法ハウス問題、悪質貧困ビジネス問題などの貧困問題、ひきこもり支援を謳う悪質施設に対する裁判、HPVワクチン訴訟、鹿児島県馬毛島（まげじま）での自衛隊基地の建設工事の差し止めを求める裁判など様々な事件に取り組んでいます。

市民活動とともに

安保関連法（いわゆる戦争法）や共謀罪反対する取り組みをはじめ、憲法等の市民向け学習会の講師活動など平和・憲法を守る運動や、野党共闘により戦争法の廃止と立憲主義の回復を目指す地域の市民連合の活動にも取り組んでいます。地域の病院や区議さんと一緒に路上での何でも相談会ボランティアにも取り組んでいます。

自由に事件に取り組める

事務所の運営は、弁護士・事務局員が対等・平等の立場で、民主的に討議のうえ行っています。

また、事務所の「暮らしと人権を守る」という理念に沿うものであれば、弁護士各自が個性に富んだ活動に自由に取り組みます！事務所の取り組みの詳細は、HPでぜひご確認ください。

実直に人権課題に取り組む方をお待ちしております！

- * 採用予定人数 * 1～2名
- * 入所後の待遇 * 給与：1年目は定額給与制。2年目以降は経費分担制（負担軽減措置あり）。
弁護士会登録料と1年目の会費も事務所負担
弁護士会や法律家団体（自由法曹団・労働弁護団・青法協など）の活動には、積極的極的に参加することを勧めています。
- * 構成 * 弁護士 11名（男性8名／女性3名）
26期、27期、30期、38期、41期、43期、50期、54期、60期、
新61期、73期、（77期予定・女性）
事務局 4名（女性3名／男性1名）＋アルバイト
- * 連絡担当 * 林 治（60期） hayashi@yoyogi-law.gr.jp



神奈川総合法律事務所

構成

- ◇弁護士 11名 (24期、26期、34期、42期、44期、53期、60期、65期、69期2名、73期) うち女性1名 (53期)
- ◇事務局 6名

採用予定人数・求める人物像

採用予定人数は1～2名。自立心と開拓精神が旺盛な方、創意工夫の好きな方、ねばり強い方、紛争解決のために問題全体を俯瞰し、細部にも目が行き届く方など。

執務体制等

- ◇執務時間、休日は各人の判断に委ねています。
- ◇入所3年間は給料制を保証します(1年目45万円/月・昇給あり)
- ◇給料制の間、弁護士会費(登録当初は18,950円)、労働弁護団などの各種法律家団体の会費や総会・学習会の参加費用、交通費等の活動費は事務所が負担します。
- ◇週1回の弁護士会議と隔月の事務局を含む全体会議で、事件や事務所運営などにつき討議します。

事務所の開業時間

月～金 9時～19時(土日祝はお休み) ※弁護士の執務時間はこれより短くも長くもなります。

事件類型等

- ◇事務所開設時より働く人の権利問題に熱心に取り組んでおり、労働事件の多い事務所です。
- ◇爆音公害、消費者被害、交通事故被害、医療過誤、建築紛争、刑事、少年など多様な事件に取り組んでいます。顧問先は労働組合(「連合」傘下の労働組合中心)や中小企業です。
- ◇各弁護士の得意分野は様々ですが、共通のルールとして使用者側労働事件、暴力団側事件、業者側消費者事件の受任はしません。

所属団体・公的活動等(各弁護士により異なります)

- ◇日本労働弁護団、青年法律家協会、過労死問題対策弁護団、神奈川医療問題弁護団、ブラック企業被害対策弁護団、奨学金問題対策全国会議、反貧困ネットワーク神奈川など。
- ◇神奈川にとどまらず、日弁連(労働法制委員会・人権擁護委員会)、日本労働弁護団(会長・幹事長・事務局長など)の本部役員等でも活動。

事務所の著名事件

厚木基地爆音訴訟、国鉄労働組合の不当労働行為事件、アスベスト関連訴訟(多数)、日本マクドナルド店長残業代裁判、山田紡績事件、護衛艦「たちかぜ」いじめ自殺裁判、外国人研修生過労死事件、たかの友梨事件、あんしん財団事件、横河電機(SE・うつ病罹患)事件、新国立競技場新入社員過労自死事件、三菱電機新入社員いじめ自死事件、日本学生支援機構(奨学金保証人過払)事件など

ひとこと

プロ意識の高い職人肌の弁護士が集まっています。事務所内で意思疎通を図る努力をしており、期の分け隔てのなく気軽に相談できる雰囲気があります。難しい事件は、弁護士全員で知恵を出し合いながら取り組んでいます。積極性のある方、入所直後から主体的に仕事に取り組みたいという方に、居心地の良い事務所です。ぜひ、当事務所のホームページ(所員自作)をのぞいてみてください。

事務所説明会&学習会のお知らせ

9/14(土) 10:30 10/3(木) 18:00 11/23(土) 10:30
11/29(金) 18:30 12/14(土) 17:00 *ウェブ参加も可

学習会の内容

○労働弁護士の仕事 ○過労死・過労自死 等
*詳細・申し込みは事務所ウェブサイトへ

事務所サイト <https://kanasou-law.com/>

お問合せ先 青柳 拓真(73期)

t-aoyagi@kanasou-law.com

〒231-0005 横浜市中区本町3-30-7

タイムクロス横浜4階

TEL 045-222-4401 FAX 045-222-4405





川崎北合同法律事務所

Kawasaki Kita Godo Law Office

〒214-0014 神奈川県川崎市多摩区登戸3 3 9 8 番地1 大樹生命登戸ビル5階 (JR・小田急登戸駅徒歩1分)

TEL : 044-931-5721 FAX : 044-931-5731 HP : <https://kawakitalo.org>

弁護士の構成

- 男性4名 / 女性3名 (23期 / 28期 / 60期 / 61期 / 66期 / 67期 / 71期)

事務所の特色 ~地域に寄り添う事務所~

- 人口の多さに対して弁護士が非常に少ない地域にあることから、地域の皆様の暮らしに密着した数多くの多様な仕事(相続・遺言・離婚等の家事事件、労働事件、一般民事事件、不動産事件、債務整理、交通事故等)を経験でき、弁護士としての実力をつけやすい事務所です。また、委員会活動や弁護団事件、NPO法人に関する活動など、各弁護士が関心のある人権課題にも意欲的に取り組んでいます。
- 登戸駅徒歩1分の立地にあり、川崎、横浜、東京へのアクセスがバランスよく良好です。
- 所員同士のコミュニケーションが活発で、弁護士同士での事件の相談等もしやすく、風通しの良いとてもアットホームな雰囲気の事務所です。
- 川崎は市民運動が活発な地域です。憲法や労働・教育・原発問題等について、事務所をあげて地域の方々と活動しています。また、憲法問題についての市内各地での出張講義や憲法カフェもお引き受けしています。

取り扱い事件

- 労働事件(解雇、労災、賃金・残業代請求、セクハラ等)
- 民事事件(交通事故、不動産トラブル、請負代金請求等)
- 家事事件(相続・遺言、遺産分割、離婚、成年後見等)
- 刑事事件・債務整理(破産、個人再生事件等)・消費者トラブル・行政事件
- 弁護団等(建設アスベスト訴訟、日産自動車解雇事件、薬害肝炎訴訟、原発かながわ訴訟、川崎市教育委員会音声データ開示請求拒否処分取消訴訟、台風19号多摩川水害弁護団、かわさき市民オンブズマン、その他)(実績を含む)

第78期修習生の 採用について

採用予定人数 : 1名

希望する修習生 : 行動力や積極性のある方 / 向上心をもって自己研鑽に努めることができる方 / 社会的課題に関心のある方 / 継続して長く当事務所で一緒に活動して下さる方

採用条件 : まずは下記の事務所説明会にご参加ください

事務所説明会

日程 : ① 2024/7/30(火)18時~ ② 8/30(金)18時~ ③ 9/30(月)18時~ ④ 10/30(水)18時~
⑤ 11/28(木)18時~ ⑥ 12/16(月)18時~ ⑦ 12/20(金)18時~ ⑧ 2025/1/9(木)18時~

場所 : 川崎北合同法律事務所

応募方法 : 担当者宛てに、(1)お名前、(2)電話番号、(3)ご希望日程を明記の上、メールにてお申し込みください

担当者 : 弁護士 林 裕介 (hayashi@kawakitalo.org)

川崎合同法律事務所

78期のみなさん「かわごう」へようこそ！

01 どんな事務所？

56年の歴史・人権課題への取組

1968年、川崎で働く労働者のための事務所として開設し、地域に根ざしつつ、公害問題をはじめとした人権課題に取り組んできました。

川崎公害裁判の他、東京大気汚染公害訴訟など、公害訴訟で中心的役割を果たしてきました。建設アスベスト訴訟では建築業務の労働者の為に、

福島原発事故以降は、被害を受けた住民・避難者のために、国や大企業の責任を追及する闘いに取り組んできました。2019年の台風19号襲来時に多摩川流域で起きた浸水被害については、地域住民のために川崎市の責任を追及する闘い（多摩川水害訴訟）に取り組んでいます。

労働事件としては、有名な東芝柳町事件、資生堂・日産の派遣切り事件、日本通運川崎支店無期転換ルール逃れ事件など、労働者の権利の実現に力を注いできました。

平和運動、脱原発・再生エネルギー普及活動、教科書問題、女性や子どものための相談活動、川崎で働く労働者のためのNPO法人ワーカーズネットでの取り組みなどに力を入れています。

合同法律事務所開設



02 所員

- 弁護士16名（うち女性弁護士が6名）
- 31期、33期、42期、44期、55期2名、63期2名、64期2名、66期、68期、70期、73期、74期

03 採用条件等

- 最低保障あり（期限なし）+歩合
- 弁護士会費/登録料/交通費等は事務所負担
- 退職金積立制度/互助年金あり

市民と共に歩んで56年
これからの共に歩む仲間を待っています



学習会

12/20 (金) 18:30 ~

若手弁護士が考える刑事事件と社会課題
～ 秘密出産・窃盗症・性依存・DV等～

講師
弁護士
長谷川拓也



事務所訪問随時受付中

044-211-0121

ぜひお気軽にご連絡ください

maeda@kawagou.org（採用担当弁護士：前田ちひろ）



馬車道法律事務所 募集要項

- 1 事務所名 馬車道法律事務所
住所 神奈川県横浜市中区太田町4丁目5番地 横浜馬車道ビル6階
(みなとみらい線 馬車道駅徒歩2分。赤レンガ倉庫も近くおしゃれな街に事務所があります。)
電話番号 045-662-7126
FAX 045-662-4831
ホームページのURL <http://bashamichi-law.jp/>
採用連絡担当者 河田隼佑弁護士宛 (kawada_k@bashamichi-law.jp)
- 2 弁護士の構成 10名(男性9名, 女性1名)
22期, 43期, 58期, 60期, 63期, 66期, 70期, 73期,
74期, 76期
- 3 採用予定人数1名
- 4 希望する修習生
弱い立場で苦しむ人々に寄り添える方。
- 5 採用条件
委細面談。ご希望の方は履歴書と司法試験の成績を採用連絡担当中込竜司までお送りください。

馬車道法律事務所は、1973(昭和48)年に前身の陶山圭之輔法律事務所として出発し、今年で創設50年になります。私たちは一貫して、働く人、消費者、患者、子どもなど社会で弱い立場にある人のために活動してきました。扱う事件も、遺産相続、離婚問題、交通事故、借金などの金銭トラブル、不動産をめぐる争い、医療事故、消費者被害、労働問題、建築紛争、刑事事件、少年事件、行政事件など多岐にわたっていて、本当に様々な分野に取り組んでいます。

これまで、私たちは、豊田商事事件、オウム真理教の被害者の救済、えひめ丸事件、川崎公害訴訟、原爆症認定訴訟など大きな社会問題となった事件に果敢に取り組んできました。

現在でも、当事務所が事務局である福島原発被害者支援かながわ弁護団などの原発問題に関する訴訟や、マイナンバー訴訟、厚木基地爆音訴訟、建築アスベスト被害対策弁護団など様々な弁護団事件に取り組んでおります。もちろん、弁護士会の各種委員会活動も活発に取り組んでいます。

まずは気軽に事務所にお越しください。

当事務所は、1969年創立以来、「平和憲法と共に、市民と共に」との標語の下に、人権と平和を守り、社会的弱者の視点に立って、市民・民主団体・労働組合などと連携しながら活動する、横浜市の関内にある事務所です。



【事務所紹介】

弁護士 18 名（男性 14 名、女性 4 名）、事務局 8 名で構成されている神奈川県で最大規模の法律事務所ですが、気さくな方ばかりで雰囲気の良いのが自慢です。

各弁護士の業務分野は、一般民事事件、家事事件、労働事件、債務整理、刑事事件、憲法問題、消費者問題、行政問題、環境問題など多岐にわたります。

アスベスト訴訟、基地訴訟、年金裁判、生活保護裁判など様々な弁護団事件にも積極的に取り組んでいます。



【採用条件】

若干名の採用を予定しています。所員と一緒に社会問題・人権課題に取り組んでいただける方を希望します。未永く事務所の一員として活動できる方の応募をお待ちしています。

【待遇等について】

入所 1・2 年目は給与制（交通費全額支給。弁護士会費、弁護士賠償保険、弁護士所得補償保険、3 団体会費等の諸費用は事務所負担）。

3 年目以降は売上に応じた経費制となりますが、若手には経費負担の優遇措置や最低保証等がありますので安心して働けます。

詳細は面談時にご説明いたします。



◎連絡先

〒231-0021

横浜市中区日本大通 17 番地

JPR 横浜日本大通ビル 8 階

横浜合同法律事務所

採用担当 金正徳（74 期）

メールアドレス：kim@yokogo.com

電話：045-651-2431

FAX：045-641-1916

事務所 HP：https://www.yokogo.com/

弁護士法人金沢合同法律事務所



〒920-0931 石川県金沢市兼六元町9番40号

TEL:076(221)4111/FAX076(221)4994

【事務所HP】

<https://kanazawagoudoulaw.com/>

採用ページは
こちらから！



【採用担当・問合せ先】

徳田隆裕（63期）

tokuda@kanazawagoudoulaw.com

【構成】

弁護士 6名（20期、43期、52期、57期、58期、63期）（男性3名、女性3名）

事務局 6名

【事務所の特色】 当事務所の前身は1947年に創設され、金沢の地で70年以上の歴史を有する法律事務所です。

弁護士は、ベテランから中堅、若手まで幅広く、男女の構成比もバランスよく、在籍しています。

事件処理に悩んだ時には、気軽に先輩弁護士に相談できる風通しのよい職場環境です。

【採用条件】

入所3年目まで給料制（月額33万円、夏季賞与2カ月、冬季賞与2カ月を保障）、入所4年目からは共同経営となります。

弁護士会費、所属団体会費、その他研修費用は事務所負担。社会保険あり。中退共の退職金制度あり。

【指導体制】

原則として、事件を先輩弁護士と共同受任し、先輩弁護士が事件処理を指導。

【所属弁護士が活動する主な弁護団事件】

B型肝炎訴訟弁護団、小松基地爆音訴訟弁護団、志賀原発訴訟弁護団、年金減額処分取消訴訟弁護団、生活保護基準引下処分取消訴訟弁護団、レセプト債訴訟弁護団など。

【事務所からのメッセージ】

人権問題に熱心に取り組んでいただける方、将来にわたって一緒に事務所を作っていく意欲のある方、明るくて素直な方を求めています。石川県で人権問題に取り組む弁護士として活躍したい方はぜひご連絡ください。



創立60年 くらしと権利を『第一』に 京都最大級の法律事務所

京都第一法律事務所



事務所ホームページ



残業代専用ホームページ

| | |
|------------------|---|
| 構成 | 弁護士19名 23期～76期(男性14名、女性5名) |
| 採用条件 | 入所後2年間はアソシエイト。弁護団活動、弁護士会委員会活動は自由。指導担当弁護士との共同受任にてOJT。 原則として3年目からパートナー(場合によりアソシエイト継続)。勤務時間や休日は各自判断(業務班会1時間、事務所会議17時～各月1回)。その他、詳細については委細面談。 |
| 事務所開所時間 | 月～金 9時～18時、 夜間相談時20時まで(週2回、各回担当2名制) 土曜日 9時～12時30分まで (第2、4土曜日閉所。土曜相談は担当制) |
| 所属弁護士の主な事件・活動 | 民事事件や家事事件はもちろん、労働・労災(過労死、過労自死)事件、医療・介護過誤、高齢者・障害者・未成年者の権利擁護、戦後補償問題、消費者被害救済、オンブズマン訴訟、建築紛争、公害・環境事件、京都の景観・まちづくり問題などにも積極的に取り組み、大きな成果を上げています(詳しくは、HPの活動紹介をご覧ください)。 労働分野では、残業代ソフト「給与第一」を作成、公開しており、年間ダウンロード数は、1万件にのぼります。全国の裁判所で使用されている残業代計算ソフト「きょうとそふと」の開発協力もしました。 現在も、原発差止・賠償訴訟、建設アスベスト訴訟、消費者事件、憲法25条(生活保護)関連訴訟、旧優生保護法被害救済弁護団、ブラック企業被害対策弁護団、過労死弁護団、景観・まちづくり関連訴訟などに、各弁護士がそれぞれの興味関心に従って、積極的に関わっています。 |
| 事務所の特色 & 希望する弁護士 | 自由法曹団や青年法律家協会での活動を重視しているほか、弁護士会の委員会活動にも活発に参加しており、日弁連や京都弁護士会の弁護士会長、副会長も多数輩出しています。 オープンスペースで、誰にでも気軽に相談・質問できる環境が整っています。若手で事件検討会も不定期開催。ベテラン弁護士も気さくな弁護士ばかりで、人間関係に悩むことはないと思います。書籍、判例検索等も充実しています。 依頼に誠実に取り組むとともに、憲法の価値を守り、社会をより良くするための様々な運動や訴訟等に積極的に参加してくれる方の参画を希望します。 |
| 採用の流れ | (1)履歴書の提出→(2)若手弁護士による面接→(3)ベテラン弁護士との顔合わせを経て採用内定となります。ご希望があれば、事務所訪問、プレ研修(数日、事務所研修)もできます。 まずは下記担当者宛てに、履歴書(形式問わず)をお送りください。郵送でもメールでも結構です。後日、担当者からご連絡差し上げます。 |
| お申し込み | ○随時、下記担当者宛メールにてお申し込みください。 |

〒604-0857 京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町280番地
ヤサカ烏丸御所南ビル4階
TEL 075-211-4411・FAX 075-255-2507
URL: <http://www.daiichi.gr.jp/>

連絡担当弁護士: 高木野衣(たかぎのえ)66期 takagi@daiichi.gr.jp
尾崎文紀(おさきふみのり)75期 f.ozaki@daiichi.gr.jp

1名以上
採用予定



Minami Osaka Law Office

南大阪法律事務所



1986年の設立から、
この地でみなさまとともに、
闘い歩みつづけています。



事務所の特色

南大阪法律事務所は、大阪市南東部・南河内地域を中心に、中小企業零細業者、労働者、市民の権利と暮らしを守るために、さまざまな事件に取り組み、事務所一丸となって奮闘しています。

弁護士の構成

弁護士6名（27期、29期、38期、62期、新62期、63期、女性2名・男性4名）
自由法曹団、青年法律家協会、民主法律協会、日本労働弁護団などに所属し、各団体の事務局長などを務めてきました。弁護士会の委員会活動にも精力的に取り組んでいます。

よく取扱う事件・著名な事件

民事事件、家事事件、刑事事件、債務整理のほかに、憲法訴訟、環境問題、労働事件、男女差別問題など幅広い社会的事件にも積極的に取り組んでいます。

当事務所の弁護士が担当してきた／担当している著名な事件としては、嘉手納爆音訴訟、松原民商公園使用不許可国賠訴訟、大阪・泉南アスベスト国賠訴訟、関西建設アスベスト大阪訴訟、大阪市思想調査アンケート国賠訴訟、大阪市思想調査アンケート住民訴訟、住友生命ミセス差別事件、住友電工男女賃金差別事件、三和銀行賃金昇格差別事件、非正規労働者の格差是正を求める裁判（日本郵便事件、大阪医科薬科大学事件）など多数。

求める弁護士像

弁護士として一つひとつの事件に誠実に向き合うことに加えて、今の企業優先の経済政策や貧困な社会保障政策のもとで苦しい生活を強いられている社会的弱者の助けとなるような事件や活動にも積極的に取り組んでもらいたい。

採用予定人数・採用条件

採用予定人数：1名

事務所の弁護士は、経費分担制（固定経費+歩合）。新人弁護士には、一定期間の給与（金額は委細相談）を保証し、弁護士会費は事務所負担。

事務所訪問、町弁インターン

事務所訪問及び町弁インターンの申込みを受け付けています。当事務所ホームページのエントリーフォームから応募ください。

〒543-0055

大阪市天王寺区悲田院町8-26

天王寺センターハイツ3階

TEL 06-6773-6921

<https://minamiosaka-law.com/>

採用担当弁護士 西川大史

h-nishikawa@gaea.ocn.ne.jp

南大阪法律事務所





【事務所のあらまし】

- ・大阪と京都に事務所を持つ弁護士法人です。
- ・所属弁護士：5名（57期男性2名、63期女性、72期男性、73期男性）
- ・主に国内の法律事務全般（民事・刑事・家事・企業法務など）を取り扱っています。比較的多いのは、主に労働者側の労働事件（労災・残業代・解雇など）、刑事事件（私選）、顧問企業等からの受任案件などです。
- ・自由な雰囲気の中、所属する弁護士一人一人が、公益活動を積極的に取り組みつつ、経済的基盤を確立することをモットーに、自分の興味と関心に応じた専門性を追求しています。

【採用の条件について】

- (1) 登録弁護士会 大阪弁護士会（南森町事務所）
- (2) 給与体系 年俸840万円（登録～3年間は固定）、4年目～固定給に売上歩合（事務所事件及び個人事件）を加算。
- (3) 手当等 社会保険加入。弁護士会費・入会金・通勤交通費等諸経費や諸会費は、全て事務所負担。
- (4) 勤務時間 基本的に自由です。
- (5) 産休・育休制度 法令に従い取得できます。

【新人弁護士への事務所内指導とサポートの体制】

- (1) パートナー弁護士とともに事件進行等を行い、OJTにより指導・助言します。
- (2) 代表の片田は裁判官出身であり、その視点も加味した事件進行や書面起案について指導します。
- (3) 最低1か月に1回開く弁護士会議などで担当事件に関する相互相談、新法・新制度などに関する研修などを行っています。
- (4) 外部の研究会・弁護団などの会費・参加費用等を事務所が負担し、ご自身の興味と意欲に沿った研鑽と活動を経済的に支援します。

【事務所選び中の方へのメッセージ】

いきいきと力を伸ばしていただくために、精神的な応援に加えて、経済的な支えが大事だと考え、物心両面でサポートする体制をとっています。自由な雰囲気の中、公益活動に積極的に取り組みたい方や、パートナーからの指導を受けて力をつけつつ、できるだけ早期に自分の力で事件に取り組めるようになりたい方におすすめです。

【採用の方法について】

- (1) 随時、事務所訪問を受け付けています（複数での訪問も歓迎）。
- (2) ご希望に沿い、エクスターンシップ、事務所研修も歓迎します。
- (3) 遠隔地からご来所いただく方には、交通費等を支給します。

【お申し込み・お問い合わせ先】

E-mail: recruit@fk-lpc.com

大阪市北区南森町2丁目1-29 三井住友銀行南森町ビル2階
弁護士法人古川・片田総合法律事務所 南森町事務所（72期・川村）
電話番号050-5491-8250（全事務所共通）
事務所サイト: <https://www.fk-lpc.com/>

事務所説明会を、

① 9月13日（金）午後6時～

② 9月20日（金）午後6時～

③ 10月5日（土）午後1時～

南森町事務所にて、開催します。

こちらもお気軽にお申し込みください。



※ 事務所サイト QR コード →

78期司法修習生のための 法律事務所ガイドブック 2024

発行「78期司法修習生のための
法律事務所ガイドブック 2024」編集委員会

4団体事務所ウェブサイトはこちら

<https://4dantai.jp/>



※編集委員会は、自由法曹団・日本労働弁護団・青年法律家協会弁学合同

部会・日本民主法律家協会の4つの法律家団体で構成されています。

※本ガイドブックに関するお問い合わせは、下記にお願いします。

弁護士 今泉義竜（東京法律事務所 TEL 03-3355-0611）